



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 MAY / 169号

★ 音商標 ★

1. 「音商標」とは、CMなどに使われるサウンドロゴ（例：大幸薬品の「ラッパが鳴り響く音」の広告、久光製薬の「ヒサミツー」と抑揚をつけて歌う広告など）やパソコンの起動音（例：Windowsが起動する時の音）など、音楽、音声、自然音等からなり、聴覚で認識される商標をいいます。本年4月1日から商標として出願が受け付けられており、最初の10日間で166件出願されたそうです。

2. 出願方法

五線譜（例1）や文字（例2）などにより特定し、MP3形式で記録した音商標見本（5MB以下）をCD-R又はDVD-Rで提出します。

例1

【商標登録を受けようとする商標】



【音商標】

【提出する物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

例2

【商標登録を受けようとする商標】

本商標は「パンパン」と2回手をたたく音が聞こえた後に「ニヤ～オ」という猫の鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。

【音商標】

【提出する物件の目録】

【物件名】商標法第5条第4項の物件 1

3. 登録されない音商標

次のような音商標は原則として登録を拒絶されます。ただし、⑤と⑥を除き、長年の使用により識別力を獲得したときは例外的に登録されることもあります。

①商品・役務の性質上、通常発する音

（例：商品「炭酸飲料」について「シュワシュワ」という泡のはじける音

商品「目覚まし時計」について「ピピピ」というアラーム音

役務「焼肉の提供」について「ジュー」という肉が焼ける音

役務「ボクシングの興行の開催」について「カーン」というゴング音）

②単音やこれに準ずる極めて短い音

③自然音を認識させる音（例：風の吹く音）

④クラシック音楽や歌謡曲としてのみ認識されるような音（例：CM等のBGM楽曲）

⑤先に登録された他人の商標と類似する音

⑥公序良俗に反する音（例：緊急用のサイレン音、国歌等の公益的音楽）

4. 類否判断

音商標を構成する音の要素（音楽的因素であるメロディー、リズム又はテンポ、音色等）及び言語的因素（歌詞等）を総合して、商標全体として考察されます。

音楽的因素を要部として抽出し、音商標の類否を判断するにあたっては、少なくともメロディーが同一又は類似であることが必要です。

音楽的因素が著名なものであって自他識別機能が強く、それに比して言語的因素の自他商品識別機能が相当程度低いと考えられる場合には、音楽的因素のみが要部として抽出される可能性が高いといえます。

言語的因素を含む音商標と文字商標の類否については、言語的因素が要部として抽出される場合、文字商標との類否も判断されます。上記例1の音商標「JP0」（音楽的因素の識別力が弱い）と文字商標「JP0」は類似します。